

様式第十三（第4条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和4年5月27日

2. 回答を行った年月日

令和4年6月24日

3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者は、知的財産権の売買契約やライセンス契約を希望する者を対象とするインターネットサイト（以下「本件サイト」という。）を設置・運営する。

本件サイトでは、本件サイトの利用を希望する者が、自己の企業名（個人であれば個人名）、連絡先、取引を希望する知的財産権の内容及び希望する取引の種類等を登録して本件サイトの会員となる。

会員は、本件サイトの検索機能を利用して、知的財産権の売買等を希望する他の会員を探ことができ、取引を希望する会員を見つけた場合には、本件サイトの機能を使用し、取引を希望する会員に対して、取引希望を伝えることができる。

当該取引希望を伝えられた相手方の会員には、本件サイトを通じて、当該取引希望をした会員の登録情報が開示され、当該取引希望を伝えられた相手方の会員が、当該取引希望を承認すると、本件サイトを通じて、取引希望をした会員に対して、当該取引希望を伝えられた相手方の会員の登録情報が開示される。

その後、当該取引希望をした会員と、当該取引希望を伝えられた相手方の会員は、開示された連絡先を基に契約に向けた交渉に入ることとなる。このとき、照会者は当該契約の交渉や当該契約には関与しない。

照会者は、会員同士の契約が成立した場合、手数料として報酬を得る。

なお、本件サイトには、典型的な契約書のひな形があらかじめアップロードされており、会員の責任においてダウンロードして使用することができる。

4. 確認の求めの内容

本件サイトの設置・運営が、弁護士法第72条本文の適用を受けないものであること。

5. 確認の求めに対する回答の内容

(1) 弁護士法第72条について

弁護士法第72条本文は、「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。」と規定している。

本件では、本件サイトの設置・運営が、同条本文に規定する「その他一般の法律事件」に関して、「鑑定（略）その他の法律事務を取り扱」うこと又は「これらを周旋すること」に当たることが問題となる。

(2) 本件サイトのうち、契約書のひな形を本件サイトにアップロードして会員に提供する部分を除く部分について

本件で会員が取引を希望する知的財産権の内容、当該取引の目的、当該取引の当事者の関係、当該取引に至る経緯やその背景事情等は様々であり、こうした個別の具体的事情によっては、本件サイトで取り扱われる取引が、「その他一般の法律事件」に該当する可能性がな

いとは言えない。

もっとも、本件サイトのうち、契約書のひな形を本件サイトにアップロードして会員に提供している部分を除く部分は、会員に対して、取引を希望する他の会員の連絡先等を提供するものに過ぎない。そのため、同部分は、法律上の専門的知識に基づいて法律の見解を述べるものには当たらず、法律上の効果を発生、変更する事項の処理や法律上の効果を保全・明確化するものでもないから、法律事務に該当せず、また、法律事務に該当しない以上、その周旋にも当たらないと考えられる。

したがって、契約書のひな形を提供している部分を除く部分については、弁護士法第72条本文に違反しないものと考えられる。

(3) 契約書のひな形を本件サイトにアップロードして会員に提供することについて

前記のとおり、本件で会員が取引を希望する知的財産権の内容、当該取引の目的、当該取引の当事者の関係、当該取引に至る経緯やその背景事情等は様々であるから、こうした個別の具体的事情によっては、本件サイトで契約書のひな形の提供の対象となる取引が、「その他一般の法律事件」に該当する可能性がないとは言えない。

もっとも、契約書のひな形の提供については、典型的な契約書のひな形をサイト上にあらかじめアップロードしておき、本件会員の責任でダウンロードして利用できるようにしておくところ、このような契約書のひな形の提供は、照会者において、個別具体的な取引の内容に応じて個別に提供するような場合でない限り、「その他一般の法律事件」について法律事務を取り扱うことには該当せず、また、法律事務に該当しない以上、その周旋にも当たらないと考えられる。

したがって、このような場合には、弁護士法第72条本文に違反しないものと考えられる。